

平成19年(ワ)第3805号

損害賠償請求事件

原告 大正健二

被告 山下恒生 外1名

被告第2準備書面

2007年8月29日

大阪地方裁判所第5民事部単4係 御中

被告兩名訴訟代理人

弁護士 井上二郎

弁護士 桜井健雄

弁護士 大川一夫

弁護士 永嶋靖久

弁護士 森博行

弁護士 丹羽雅雄

弁護士 養父知美

弁護士 金井塚康弘

弁護士 岸 上 英 二

弁護士 中 島 光 孝

弁護士 幸 長 裕 美

弁護士 奥 村 秀 二

弁護士 平 方 かおる

弁護士 大 橋 さゆり

弁護士 奥 山 泰 行

弁護士 定 岡 由紀子

弁護士 藤 木 達 郎

弁護士 井 上 健 策

弁護士 友 弘 克 幸

原告準備書面 3（平成 19 年 7 月 18 日付）に対する認否

第 1 「第 1 . 請求の原因の追加」について

1 2（1）について

被告組合が不当労働行為救済申立を行った事実は否認する。不当労働行為救済申立を行ったのは、訴外教育合同である。

訴外教育合同が提出した不当労働行為救済申立書に主張の記載があることは認める。

2 2（2）について

認める。但し、訴外教育合同が申立人となった不当労働行為救済申立事件においてである。

3 2（3）について

被告山下は、訴外教育合同の執行委員長として懲戒請求書を提出したのである。懲戒請求書記載内容は認める。

4 3 について

否認ないし争う。

すでに答弁書 5 頁において主張したとおり、訴外教育合同が団体交渉のために最初に訴外信愛を訪ねた際、被告山下から原告に対して訴外信愛の代理人であることの証明を求めたところ、原告は委任内容の記載のない訴訟用委任状を示しただけで、口頭で委任を受けているとは一切告げなかった。

すなわち、平成 18 年 11 月 7 日午後 5 時 30 分、訴外教育合同が団体交渉のために訴外信愛を訪ねた際、原告は誰何した被告山下に対し「弁護士大正健二」と記載された名刺を差し出すとともに「訴外信愛の代理人である」と名乗った。被告山下が、訴外信愛から委任を受けていることを証明するよう求めたところ、原告は「訴外信愛からの委任状である」旨述べて鞆から書面を出した。同書面には「訴訟委任状」「裁判所」の文字は記載されていたものの、団体交渉について委任を受けた旨の文字はなかったし、相手方として労働組合の名前が書かれてもいなかった。そこで、被告山下は、「同書面は裁判事件の委任状であって団交の委任状ではない」と述べたのである。こ

の際、原告は「裁判も、団交も同じだ」とか、「裁判事件の委任状で団交の代理人になれる」とは述べたが、委任は口頭で受けているとは一言も述べていない。そのとき同席していたその他の訴外信愛側の団交出席者からも原告が委任を受けているか否かについて何ら発言はなかった。そして、原告は「5名以内でないと団交をしない」と合理性のない理由を掲げて団交を拒否する意思を示してきたのである。

訴外教育合同が代理人である証明を求めているにもかかわらず、原告は団交を委任事項とする委任状を示すこともできず、かと言ってそれ以外の方法で委任を受けていることを示そうともしなかったため、被告山下は原告が団交の委任を受けていないと理解し、代理人でない以上、団交に出席することは許されないし、ましてや団交の出席人数を制限する権限など持っていないことを述べたのである。

すると原告は一旦退席して団交を委任事項とする委任状を作成してこれを被告山下らに示した。そのうえでさらに団交人数を5名と制限し、それに従わなければ団交は行わないと団交を拒否したのである。

以上の経緯から、訴外教育合同は不当労働行為救済申立を行って原告が準備書面3の2(1)に記載する主張を行い、また、懲戒請求を行って原告が準備書面3の2(3)に記載する主張を行ったのである。訴外教育合同及び被告山下のこれらの主張に矛盾はないし、事実と反するところもない。

原告の主張は、論点のすり替えであると言わざるを得ない。

5 4(1)について

争う。

6 4(2)について

「被告山下は、自ら上記懲戒請求が理由のないものであることを知りながら」との点は否認する。

主張の日に主張の内容のビラを配布した事実は認める。但し、配布したのは訴外教育合同である。

7 4(3)について

否認ないし争う。

8 4(4)について

争う。

第2 「第2. 被告の答弁書及び第1準備書面に対する反論」について
すでに答弁書及び被告第1準備書面において主張したとおりである。

以上